【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第二百八条　有価証券の発行者、金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者の代表者若しくは役員、金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者若しくは取引所取引許可業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十四条の四（第五十九条の六において準用する場合を含む。）、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百十九条第一項若しくは第四項又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第二十四条の四の二第一項（同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による確認書又は第二十四条の四の三第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正確認書を提出しなかつたとき。

三　第三十一条の二第四項の規定による命令に違反して供託しなかつたとき。

四　第三十一条の四第四項、第六十四条の七第五項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十七条の八第三項後段、第六十七条の十六、第七十七条の六第三項、第百五条第二項、第百二十条、第百二十八条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項、第百四十九条第二項後段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）又は第百五十五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

五　第四十条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

六　第四十六条の五、第四十八条の三又は第四十九条の四の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

七　第四十九条の五の規定又は第五十六条の三の規定による命令に違反して資産を国内において保有していないとき。

八　第五十一条、第五十一条の二、第五十三条第一項、第六十条の八第一項、第六十六条の二十第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六条の十六又は第百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第六十条の八第一項及び第六十六条の二十第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

九　第六十七条の十八又は第七十八条の三の規定に違反して、報告を怠つたとき。

十　第六十七条の十九、第七十八条の四又は第百三十条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

十一　第六十七条の二十、第七十八条の五、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百三十一条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

十二　第六十八条第六項又は第七十八条の二第二項の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

十三　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十四　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十五　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十六　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十七　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十八　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十九　金融商品会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し虚偽の申述をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

二十　第八十八条の十一（第百二条の六において準用する場合を含む。）、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項、第百三十九条の三第一項、第百三十九条の四第一項若しくは第八項、第百三十九条の五第一項、第百三十九条の六第四項、第百三十九条の七第一項、第百三十九条の十三第二項、第百三十九条の十四第一項又は第百三十九条の二十一第二項の規定に違反してこれらの規定に定める書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載若しくは記録をしたとき。

二十一　第百条の十二第一項若しくは第二項（これらの規定を第百二条の三十六において準用する場合を含む。）、第百条の十四第一項（第百二条の三十六において準用する場合を含む。）、第百一条の四第二項（第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項又は第百三十九条の五第五項において準用する場合を含む。）、第百三十九条の三第九項、第百三十九条の十第一項、第百三十九条の十二第二項（第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）、第百三十九条の十六第一項又はこの法律において準用する会社法 の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二十二　第百条の七第二項又は第百条の十四第一項（これらの規定を第百二条の三十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

二十三 　第百条の十七第一項において準用する会社法第六百六十四条 の規定に違反して金融商品会員制法人の財産を分配したとき。

二十四　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十五　第百一条の三第二項、第百一条の五第二項、第百三十九条の三第二項、第百三十九条の四第九項、第百三十九条の五第二項、第百三十九条の六第五項、第百三十九条の七第二項、第百三十九条の十三第三項、第百三十九条の十四第二項又は第百三十九条の二十一第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

二十六　第百一条の四（第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項及び第百三十九条の五第五項において準用する場合を含む。）又は第百三十九条の十二（第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して会員金融商品取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十七　この法律に定める登記（第百一条の二十第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者の代表者若しくは役員、金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者若しくは取引所取引許可業者の国内における代表者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国金融商品取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、金融商品取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十四条の四（第五十九条の六において準用する場合を含む。）、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百十九条第一項若しくは第四項又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第二十四条の四の二第一項（同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による確認書又は第二十四条の四の三第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正確認書を提出しなかつたとき。

三　第三十一条の二第四項の規定による命令に違反して供託しなかつたとき。

四　第三十一条の四第四項、第六十四条の七第五項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十七条の八第三項後段、第六十七条の十六、第七十七条の六第三項、第百五条第二項、第百二十条、第百二十八条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項、第百四十九条第二項後段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）又は第百五十五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

五　第四十条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

六　第四十六条の五、第四十八条の三又は第四十九条の四の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

七　第四十九条の五の規定又は第五十六条の三の規定による命令に違反して資産を国内において保有していないとき。

八　第五十一条、第五十一条の二、第五十三条第一項、第六十条の八第一項、第六十六条の二十第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六条の十六又は第百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第六十条の八第一項及び第六十六条の二十第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

（六　削除）

九　第六十七条の十八又は第七十八条の三の規定に違反して、報告を怠つたとき。

十　第六十七条の十九、第七十八条の四又は第百三十条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

十一　第六十七条の二十、第七十八条の五、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百三十一条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

十二　第六十八条第六項又は第七十八条の二第二項の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

十三　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十四　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十五　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十六　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十七　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十八　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十九　金融商品会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し虚偽の申述をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

二十　第八十八条の十一（第百二条の六において準用する場合を含む。）、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項、第百三十九条の三第一項、第百三十九条の四第一項若しくは第八項、第百三十九条の五第一項、第百三十九条の六第四項、第百三十九条の七第一項、第百三十九条の十三第二項、第百三十九条の十四第一項又は第百三十九条の二十一第二項の規定に違反してこれらの規定に定める書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載若しくは記録をしたとき。

二十一　第百条の十二第一項若しくは第二項（これらの規定を第百二条の三十六において準用する場合を含む。）、第百条の十四第一項（第百二条の三十六において準用する場合を含む。）、第百一条の四第二項（第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項又は第百三十九条の五第五項において準用する場合を含む。）、第百三十九条の三第九項、第百三十九条の十第一項、第百三十九条の十二第二項（第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）、第百三十九条の十六第一項又はこの法律において準用する会社法の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二十二　第百条の七第二項又は第百条の十四第一項（これらの規定を第百二条の三十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

二十三　第百条の十七第一項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して金融商品会員制法人の財産を分配したとき。

二十四　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十五　第百一条の三第二項、第百一条の五第二項、第百三十九条の三第二項、第百三十九条の四第九項、第百三十九条の五第二項、第百三十九条の六第五項、第百三十九条の七第二項、第百三十九条の十三第三項、第百三十九条の十四第二項又は第百三十九条の二十一第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

二十六　第百一条の四（第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項及び第百三十九条の五第五項において準用する場合を含む。）又は第百三十九条の十二（第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して会員金融商品取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十七　この法律に定める登記（第百一条の二十第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の代表者若しくは役員、証券仲介業者、外国証券会社若しくは許可外国証券業者の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

（二、三　新設）

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第五項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十四条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項、第百四十九条第二項後段　又は第百五十五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第四十三条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

四　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

（七　新設）

五　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第六十六条の十八第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六条の十六又は第百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第五十六条第一項及び第六十六条の十八第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

六　第六十条の規定による命令に違反したとき。

七　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

八　第七十九条の三又は第百十六条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

九　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百十七条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

（十二　新設）

十　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十一　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十三　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十四　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十五　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十六　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し虚偽の申述をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十七　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項、第百三十九条の三第一項、第百三十九条の四第一項若しくは第八項、第百三十九条の五第一項、第百三十九条の六第四項、第百三十九条の七第一項、第百三十九条の十三第二項、第百三十九条の十四第一項又は第百三十九条の二十一第二項の規定に違反してこれらの規定に定める書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載若しくは記録をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項、第百一条の四第二項（第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項又は第百三十九条の五第五項において準用する場合を含む。）、第百三十九条の三第九項、第百三十九条の十第一項、第百三十九条の十二第二項（第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）若しくは第百三十九条の十六第一項又はこの法律において準用する会社法の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

二十　第百条の七第一項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十一　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十二　第百一条の三第二項、第百一条の五第二項、第百三十九条の三第二項、第百三十九条の四第九項、第百三十九条の五第二項、第百三十九条の六第五項、第百三十九条の七第二項、第百三十九条の十三第三項、第百三十九条の十四第二項又は第百三十九条の二十一第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

二十三　第百一条の四（第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項及び第百三十九条の五第五項において準用する場合を含む。）又は第百三十九条の十二（第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十四　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の代表者若しくは役員、証券仲介業者、外国証券会社若しくは許可外国証券業者の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第五項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十四条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項、第百四十九条第二項後段又は第百五十五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第四十三条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

四　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

五　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第六十六条の十八第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六条の十六又は第百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第五十六条第一項及び第六十六条の十八第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

六　第六十条の規定による命令に違反したとき。

七　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

八　第七十九条の三又は第百十六条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

九　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百十七条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

十　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十一　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十三　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十四　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十五　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十六　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し虚偽の申述をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十七　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項、第百三十九条の三第一項、第百三十九条の四第一項若しくは第八項、第百三十九条の五第一項、第百三十九条の六第四項、第百三十九条の七第一項、第百三十九条の十三第二項、第百三十九条の十四第一項又は第百三十九条の二十一第二項の規定に違反してこれらの規定に定める書面若しくは電磁的記録を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載若しくは記録をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項、第百一条の四第二項（第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項又は第百三十九条の五第五項において準用する場合を含む。）、第百三十九条の三第九項、第百三十九条の十第一項、第百三十九条の十二第二項（第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）若しくは第百三十九条の十六第一項又はこの法律において準用する会社法の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

二十　第百条の七第一項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十一　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十二　第百一条の三第二項、第百一条の五第二項、第百三十九条の三第二項、第百三十九条の四第九項、第百三十九条の五第二項、第百三十九条の六第五項、第百三十九条の七第二項、第百三十九条の十三第三項、第百三十九条の十四第二項又は第百三十九条の二十一第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

二十三　第百一条の四（第百三十九条の三第五項、第百三十九条の四第四項及び第百三十九条の五第五項において準用する場合を含む。）又は第百三十九条の十二（第百三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十四　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の代表者若しくは役員、証券仲介業者、外国証券会社若しくは許可外国証券業者の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第五項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十四条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項、第百四十九条第二項後段又は第百五十五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第四十三条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

四　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

五　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第六十六条の十八第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六条の十六又は第百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第五十六条第一項及び第六十六条の十八第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

六　第六十条の規定による命令に違反したとき。

七　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

八　第七十九条の三又は第百十六条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

九　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百十七条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

十　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十一　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十三　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十四　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十五　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十六　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十七　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

二十　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十一　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十二　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十三　第百一条の四において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十四　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の代表者若しくは役員、証券仲介業者、外国証券会社若しくは許可外国証券業者の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第五項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十四条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項、第百四十九条第二項後段又は第百五十五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第四十三条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

四　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

五　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第六十六条の十八第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六条の十六又は第百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第五十六条第一項及び第六十六条の十八第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

六　第六十条の規定による命令に違反したとき。

七　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

八　第七十九条の三又は第百十六条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

九　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百十七条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

十　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十一　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十三　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十四　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十五　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十六　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十七　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

二十　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十一　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十二　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十三　第百一条の四において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十四　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の代表者若しくは役員、証券仲介業者、外国証券会社若しくは許可外国証券業者の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第五項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項、第百四十九条第二項後段又は第百五十五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

（三　新設）

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第六十六条の十八第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六条の十六又は第百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第五十六条第一項及び第六十六条の十八第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十一　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二　第百一条の四において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の代表者若しくは役員、証券仲介業者、外国証券会社若しくは許可外国証券業者の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第五項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項、第百四十九条第二項後段又は第百五十五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第六十六条の十八第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六条の十六又は第百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第五十六条第一項及び第六十六条の十八第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十一　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二　第百一条の四において準用する商法第百条第一項から第三項までの規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の代表者若しくは役員、証券仲介業者、外国証券会社若しくは許可外国証券業者の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第五項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項、第百四十九条第二項後段又は第百五十五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第六十六条の十八第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六条の十六又は第百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第五十六条第一項及び第六十六条の十八第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十一　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二　第百一条の四において準用する商法第百条の規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

【平成16年6月2日 法律第76号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の代表者若しくは役員、証券仲介業者、外国証券会社若しくは許可外国証券業者の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第五項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項、第百四十九条第二項後段又は第百五十五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第六十六条の十八第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六条の十六又は第百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第五十六条第一項及び第六十六条の十八第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十一　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二　第百一条の四において準用する商法第百条の規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の代表者若しくは役員、証券仲介業者、外国証券会社若しくは許可外国証券業者の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第五項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項、第百四十九条第二項後段又は第百五十五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第六十六条の十八第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六条の十六又は第百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第五十六条第一項及び第六十六条の十八第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十一　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二　第百一条の四において準用する商法第百条の規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の代表者若しくは役員、証券仲介業者、外国証券会社若しくは許可外国証券業者の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第五項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項、第百四十九条第二項後段又は第百五十五条の八第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第六十六条の十八第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六条の十六又は第百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第五十六条第一項及び第六十六条の十八第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十一　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二　第百一条の四において準用する商法第百条の規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項又は第百五十二条第二項後段の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六条の十六又は第百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第五十六条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十一　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二　第百一条の四において準用する商法第百条の規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項又は第百五十二条第二項後段の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六条の十六又は第百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第五十六条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十一　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二　第百一条の四において準用する商法第百条の規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項又は第百五十二条第二項後段の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五又は第百五十六条の十二第一項の規定による命令（第五十六条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十一　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二　第百一条の四において準用する商法第百条の規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事、仮取締役及び仮執行役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項又は第百五十二条第二項後段の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五又は第百五十六条の十二第一項の規定による命令（第五十六条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十一　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二　第百一条の四において準用する商法第百条の規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事及び仮取締役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項又は第百五十二条第二項後段の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五又は第百五十六条の十二第一項の規定による命令（第五十六条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十一　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二　第百一条の四において準用する商法第百条の規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事及び仮取締役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項又は第百五十二条第二項後段の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五又は第百五十六条の十二第一項の規定による命令（第五十六条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十一　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第三項（第三号及び第四号を除く。）（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二　第百一条の四において準用する商法第百条の規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事及び仮取締役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項又は第百五十二条第二項後段の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五又は第百五十六条の十二第一項の規定による命令（第五十六条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十一　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第二項（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二　第百一条の四において準用する商法第百条の規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事及び仮取締役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項又は第百五十二条第二項後段の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五又は第百五十六条の十二第一項の規定による命令（第五十六条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十一　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第二項（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二　第百一条の四において準用する商法第百条の規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事及び仮取締役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項又は第百五十二条第二項後段の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五又は第百五十六条の十二第一項の規定による命令（第五十六条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十一　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第二項（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二　第百一条の四において準用する商法第百条の規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事及び仮取締役を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第百五条第二項、第百九条、第百十七条、第百三十四条第二項、第百三十五条第二項又は第百五十二条第二項後段の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五又は第百五十六条の十二第一項の規定による命令（第五十六条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　証券会員制法人の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六　第八十九条において準用する民法第五十一条、第百一条の三第一項、第百一条の五第一項又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第一項若しくは第四百十四条ノ二第一項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十七　第百条の七第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十八　第百条の七第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

十九　第百条の七第一項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して証券会員制法人の財産を分配したとき。

二十　第百一条の二の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十一　第百一条の三第二項（第百一条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第百四十三条において準用する商法第四百八条ノ二第二項（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

二十二　第百一条の四において準用する商法第百条の規定又は第百四十三条において準用する同法第四百十二条の規定に違反して会員証券取引所の組織変更又は合併をしたとき。

二十三　この法律に定める登記（第百一条の十四第一項の規定によるものを除く。）をすることを怠つたとき。

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第八十五条の二第二項後段、第百九条、第百十七条又は第百三十四条第三項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五又は第百五十六条の十二第一項の規定による命令（第五十六条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　第八十九条において準用する民法第五十一条又は第百三十五条の四第一項若しくは第三項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十六　第百三十五条の四第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

十七　証券取引所の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

十八　第百三十六条第一項において準用する商法第四百十二条の規定に違反して証券取引所の合併をしたとき。

十九　第百三十六条第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十　第百三十六条第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき。

二十一　第百三十六条第一項において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき。

二十二　この法律に定める登記をすることを怠つたとき。

（二十三　新設）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三、第七十九条の十八第三項、第八十五条の二第二項後段、第百九条、第百十七条又は第百三十四条第三項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五又は第百五十六条の十二第一項の規定による命令（第五十六条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　第八十九条において準用する民法第五十一条又は第百三十五条の四第一項若しくは第三項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十六　第百三十五条の四第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

十七　証券取引所の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

十八　第百三十六条第一項において準用する商法第四百十二条の規定に違反して証券取引所の合併をしたとき。

十九　第百三十六条第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十　第百三十六条第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき。

二十一　第百三十六条第一項において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき。

二十二　この法律に定める登記をすることを怠つたとき。

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三第一項、第七十九条の十八第三項、第八十五条の二第四項後段、第百九条第一項、第百十七条第一項又は第百三十四条第三項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五又は第百五十六条の十二第一項の規定による命令（第五十六条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四第一項、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条第一項の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　第八十九条において準用する民法第五十一条又は第百三十五条の四第一項若しくは第三項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十六　第百三十五条の四第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

十七　証券取引所の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

十八　第百三十六条第一項において準用する商法第四百十二条の規定に違反して証券取引所の合併をしたとき。

十九　第百三十六条第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十　第百三十六条第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき。

二十一　第百三十六条第一項において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき。

二十二　この法律に定める登記をすることを怠つたとき。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人、証券取引所の役員（仮理事を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二　第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段、第七十八条の三第一項、第七十九条の十八第三項、第八十五条の二第四項後段、第百九条第一項、第百十七条第一項又は第百三十四条第三項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

（三　削除）

三　第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五又は第百五十六条の十二第一項の規定による命令（第五十六条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五　第六十条の規定による命令に違反したとき。

（四　削除）

六　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。

七　第七十九条の三又は第百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。

八　第七十九条の四第一項、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第百二十三条第一項の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

九　第四章の二の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十　第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一　第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。

十二　第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十三　第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。

十四　第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。

十五　第八十九条において準用する民法第五十一条又は第百三十五条の四第一項若しくは第三項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。

十六　第百三十五条の四第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

十七　証券取引所の創立総会若しくは会員の総会に対し不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

十八　第百三十六条第一項において準用する商法第四百十二条の規定に違反して証券取引所の合併をしたとき。

（十～十三　削除）

十九　第百三十六条第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十　第百三十六条第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき。

二十一　第百三十六条第一項において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき。

二十二　この法律に定める登記をすることを怠つたとき。

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは認可を受けた金融機関（第百七条の二第二項に規定する証券取引所により当該有価証券市場における取引資格を与えられた者に限る。）の代表者若しくは役員、外国証券会社の支店の代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する支店の代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条第一項、第百六十一条の二第一項又は第百六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

二　第七十四条第三項後段、第七十九条の十八第三項、第八十五条の二第四項後段、第百九条第一項、第百十七条第一項又は第百三十四条第三項の規定に違反して、届出を怠つたとき

三　第四十二条の二第三項又は第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十七条、第五十八条又は第五十九条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

（四　新設）

三の三　第六十条の規定による命令に違反したとき

四　第六十四条の五第四項の規定に違反して、届出を怠つたとき

五　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき

六　第七十九条の三の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき

七　第七十九条の四第一項若しくは第百二十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

（九～十四　新設）

八　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

（十六　新設）

九　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

（十八　新設）

十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　削除

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは認可を受けた金融機関（第百七条の二第二項に規定する証券取引所により当該有価証券市場における取引資格を与えられた者に限る。）の代表者若しくは役員、外国証券会社の支店の代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する支店の代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）　、第六十一条、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条第一項、第百六十一条の二第一項又は第百六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

二　第七十四条第三項後段、第七十九条の十八第三項、第八十五条の二第四項後段、第百九条第一項、第百十七条第一項又は第百三十四条第三項の規定に違反して、届出を怠つたとき

三　第四十二条の二第三項又は第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十七条、第五十八条又は第五十九条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

三の三　第六十条の規定による命令に違反したとき

四　第六十四条の五第四項の規定に違反して、届出を怠つたとき

五　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき

六　第七十九条の三の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき

七　第七十九条の四第一項若しくは第百二十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

八　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

九　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　削除

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは認可を受けた金融機関（第百七条の二第二項に規定する証券取引所により当該有価証券市場における取引資格を与えられた者に限る。）の代表者若しくは役員、外国証券会社の支店の代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する支店の代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条第一項又は第百六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

二　第七十四条第三項後段、第七十九条の十九第三項、第八十五条の二第二項後段、第百九条、第百十七条又は第百三十四条第三項の規定に違反して、届出を怠つたとき

三　第四十二条の二第三項又は第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十七条、第五十八条又は第五十九条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

三の三　第六十条の規定による命令に違反したとき

四　第六十四条の五第四項の規定に違反して、届出を怠つたとき

五　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき

六　第七十九条の三の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき

七　第七十九条の四若しくは第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

八　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

九　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　削除

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは認可を受けた金融機関（第百七条の二第二項に規定する証券取引所により当該有価証券市場における取引資格を与えられた者に限る。）の代表者若しくは役員、外国証券会社の支店の代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する支店の代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条第一項又は第百六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

二　第七十四条第三項後段、第七十九条の十九第三項、第八十五条の二第二項後段、第百九条、第百十七条又は第百三十四条第三項の規定に違反して、届出を怠つたとき

三　第四十二条の二第三項又は第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十七条、第五十八条又は第五十九条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

三の三　第六十条の規定による命令に違反したとき

四　第六十四条の五第四項の規定に違反して、届出を怠つたとき

五　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき

六　第七十九条の三の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき

七　第七十九条の四若しくは第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

八　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

九　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　削除

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは認可を受けた金融機関（第百七条の二第二項に規定する証券取引所により当該有価証券市場における取引資格を与えられた者に限る。）の代表者若しくは役員、外国証券会社の支店の代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する支店の代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第三項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条第一項又は第百六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

二　第七十四条第三項後段、第七十九条の十九第三項、第八十五条の二第二項後段、第百九条、第百十七条又は第百三十四条第三項の規定に違反して、届出を怠つたとき

三　第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十七条、第五十八条又は第五十九条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

三の三　第六十条の規定による命令に違反したとき

四　第六十四条の五第四項の規定に違反して、届出を怠つたとき

五　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき

六　第七十九条の三の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき

七　第七十九条の四若しくは第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

八　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

九　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　削除

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社若しくは認可を受けた金融機関（第百七条の二第二項に規定する証券取引所により当該有価証券市場における取引資格を与えられた者に限る。）　の代表者若しくは役員、外国証券会社の支店の代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する支店の代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第三項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条第一項又は第百六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

二　第七十四条第三項後段、第七十九条の十九第三項、第八十五条の二第二項後段、第百九条、第百十七条又は第百三十四条第三項の規定に違反して、届出を怠つたとき

三　第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十七条、第五十八条又は第五十九条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

三の三　第六十条の規定による命令に違反したとき

四　第六十四条の五第四項の規定に違反して、届出を怠つたとき

五　第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき

六　第七十九条の三の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき

七　第七十九条の四若しくは第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

八　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

九　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　削除

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、認可を受けた金融機関（第百七条の二第二項に規定する証券取引所により当該有価証券市場における取引資格を与えられた者に限る。）、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員、外国証券会社の支店の代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する支店の代表者をいう。）又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第三項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条第一項又は第百三十三条（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

二　第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

三の三　第五十七条の三の規定による命令に違反したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

（六、七　新設）

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八乃至十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

【平成3年10月5日 法律第96号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、認可を受けた金融機関（第百七条の二第二項に規定する証券取引所により当該有価証券市場における取引資格を与えられた者に限る。）、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員、外国証券会社の支店の代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する支店の代表者をいう。）又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第三項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条第一項又は第百三十三条（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

二　第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

三の三　第五十七条の三の規定による命令に違反したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八乃至十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、認可を受けた金融機関（第百七条の二第二項に規定する証券取引所により当該有価証券市場における取引資格を与えられた者に限る。）、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員、外国証券会社の支店の代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する支店の代表者をいう。）又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第三項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条第一項又は第百三十三条（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

二　第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第五十四条第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

三の三　第五十七条の三の規定による命令に違反したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八乃至十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、認可を受けた金融機関（第百七条の二第二項に規定する証券取引所により当該有価証券市場における取引資格を与えられた者に限る。）、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員、外国証券会社の支店の代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する支店の代表者をいう。）又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第三項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条第一項又は第百三十三条（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

二　第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第五十四条第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

三の三　第五十七条の三の規定による命令に違反したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八乃至十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、認可を受けた金融機関（第百七条の二第二項に規定する証券取引所により当該有価証券市場における取引資格を与えられた者に限る。）、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員、外国証券会社の支店の代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する支店の代表者をいう。）又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第三項、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項、第百三十二条第一項又は第百三十三条の規定に違反したとき

二　第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第五十四条第一項の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

三の三　第五十七条の三の規定による命令に違反したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八乃至十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

【昭和60年6月21日 法律第71号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、認可を受けた金融機関（第百七条の二第二項に規定する証券取引所により当該有価証券市場における取引資格を与えられた者に限る。）、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員、外国証券会社の支店の代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する支店の代表者をいう。）又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第三項、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項、第百三十二条第一項又は第百三十三条の規定に違反したとき

二　第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第五十四条第一項の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

三の三　第五十七条の三の規定による命令に違反したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八乃至十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第三項、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項又は第百三十三条の規定に違反したとき

二　第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第五十四条第一項の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

三の三　第五十七条の三の規定による命令に違反したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八乃至十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第四条第三項、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項又は第百三十三条の規定に違反したとき

二　第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第五十四条第一項の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

三の三　第五十七条の三の規定による命令に違反したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八乃至十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、次の場合においては、三万円以下の過料に処する。

一　第四条第三項、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項又は第百三十三条の規定に違反したとき

二　第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第五十四条第一項の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

三の三　第五十七条の三の規定による命令に違反したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八乃至十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、次の場合においては、三万円以下の過料に処する。

一　第四条第三項、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項又は第百三十三条の規定に違反したとき

二　第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第五十四条第一項の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

三の三　第五十七条の三の規定による命令に違反したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八乃至十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、次の場合においては、一万円以下の過料に処する。

一　第四条第三項、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項又は第百三十三条の規定に違反したとき

二　第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第五十四条第一項の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

（三の三　新設）

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八乃至十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

【昭和46年3月3日 法律第4号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、次の場合においては、一万円以下の過料に処する。

一　第四条第三項、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項又は第百三十三条の規定に違反したとき

二　第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第五十四条第一項の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八乃至十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、左の場合においては、一万円以下の過料に処する。

一　第四条第二項、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項又は第百三十三条の規定に違反したとき

二　第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第五十四条第一項の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八乃至十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券会社、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、左の場合においては、一万円以下の過料に処する。

一　第四条第二項、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項又は第百三十三条の規定に違反したとき

二　　第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第五十四条第一項の規定による命令に違反したとき

三の二　第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八乃至十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券業者若しくは代理店主（これらの者が会社であるときは、役員若しくは支配人）、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、左の場合においては、一万円以下の過料に処する。

一　第四条第二項、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項又は第百三十三条の規定に違反したとき

二　第三十条第三項、第五十六条第一項乃至第三項、第六十二条、第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第四十二条の規定に違反したとき

（三の二　新設）

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八乃至十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券業者若しくは代理店主（これらの者が会社であるときは、役員若しくは支配人）、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、左の場合においては、一万円以下の過料に処する。

一　第四条第二項、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項又は第百三十三条の規定に違反したとき

二　第三十条第三項、第五十六条第一項乃至第三項、第六十二条、第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第四十二条の規定に違反したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八乃至十　削除

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券業者若しくは代理店主（これらの者が会社であるときは、役員若しくは支配人）、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、左の場合においては、五千円以下の過料に処する。

一　第四条第三項、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項又は第百三十三条の規定に違反したとき

二　第三十条第三項、第五十六条第一項乃至第三項、第六十二条、第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第四十二条の規定に違反したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八　削除

九　第百十五条の規定に違反して通知を怠つたとき

十　第百十六条の規定に違反して登録の抹消を怠つたとき

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第二百八条　有価証券の発行者、証券業者若しくは代理店主（これらの者が会社であるときは、役員若しくは支配人）、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、左の場合においては、五千円以下の過料に処する。

一　第四条第三項、第四十九条第一項、第六十一条、第百二十九条第一項又は第百三十三条の規定に違反したとき

二　第三十条第三項、第五十六条第一項乃至第三項、第六十二条、第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第四十二条の規定に違反したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八　削除

九　第百十五条の規定に違反して通知を怠つたとき

十　第百十六条の規定に違反して登録の抹消を怠つたとき

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

（改正前）

第二百八条　有価証券の発行者、証券業者若しくは代理店主（これらの者が会社であるときは、役員若しくは支配人）、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、左の場合においては、五千円以下の過料に処する。

一　第四条第三項の規定に違反したとき

二　第三十条第三項、第五十六条第一項乃至第三項、第六十二条、第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第四十二条の規定に違反したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八　第百五条の規定に違反したとき

九　第百十五条の規定に違反して通知を怠つたとき

十　第百十六条の規定に違反して登録の抹消を怠つたとき

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第二百八条　有価証券の発行者、証券業者若しくは代理店主（これらの者が会社であるときは、役員若しくは支配人）、証券業協会若しくは証券業協会連合会の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）若しくは清算人は、左の場合においては、五千円以下の過料に処する。

一　第四条第三項の規定に違反したとき

二　第三十条第三項、第五十六条第一項乃至第三項、第六十二条、第七十二条、第七十七条、第百九条又は第百十七条の規定に違反して届出を怠つたとき

三　第四十二条の規定に違反したとき

四　第六十七条第二項の規定による登録申請書又は第七十条第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき

五　第七十六条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき

六　第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき

七　証券取引所の会員の総会に対し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき

八　第百五条の規定に違反したとき

九　第百十五条の規定に違反して通知を怠つたとき

十　第百十六条の規定に違反して登録の抹消を怠つたとき

十一　第百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二　第百二十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき

十三　第百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四　第百二十八条第三項、第百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五　第百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六　第百三十六条において準用する商法第百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七　この法律に定める登記をすることを怠つたとき